

令和3年度
地方公共団体における再犯防止の取組を
促進するための協議会（全国会議）

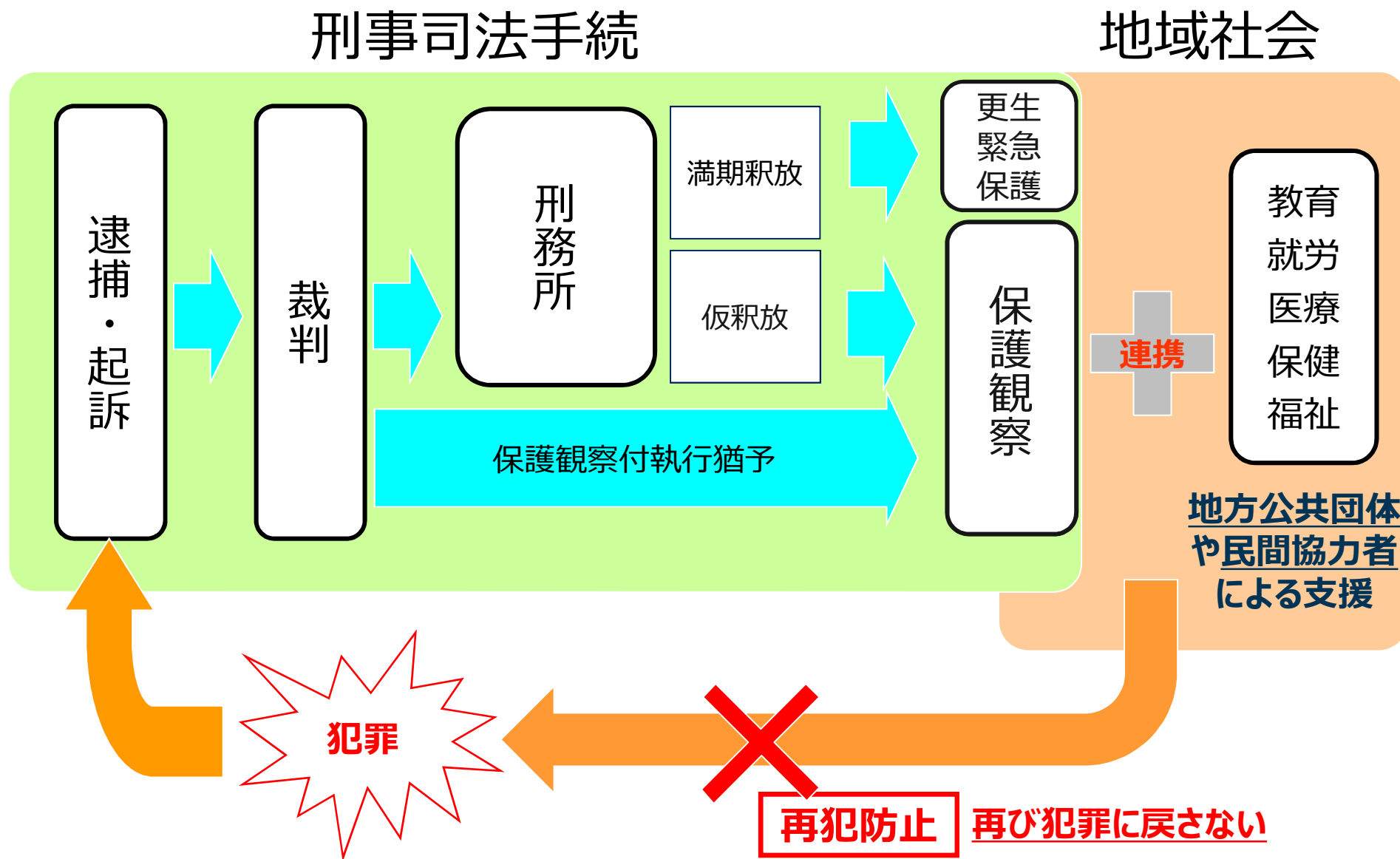
令和3年6月18日（金）

法務省大臣官房秘書課
企画再犯防止推進室

▶ 「再犯防止」を取り巻く状況について

なぜ「再犯防止」が必要なのか

刑事司法手続の流れ（成人の場合）



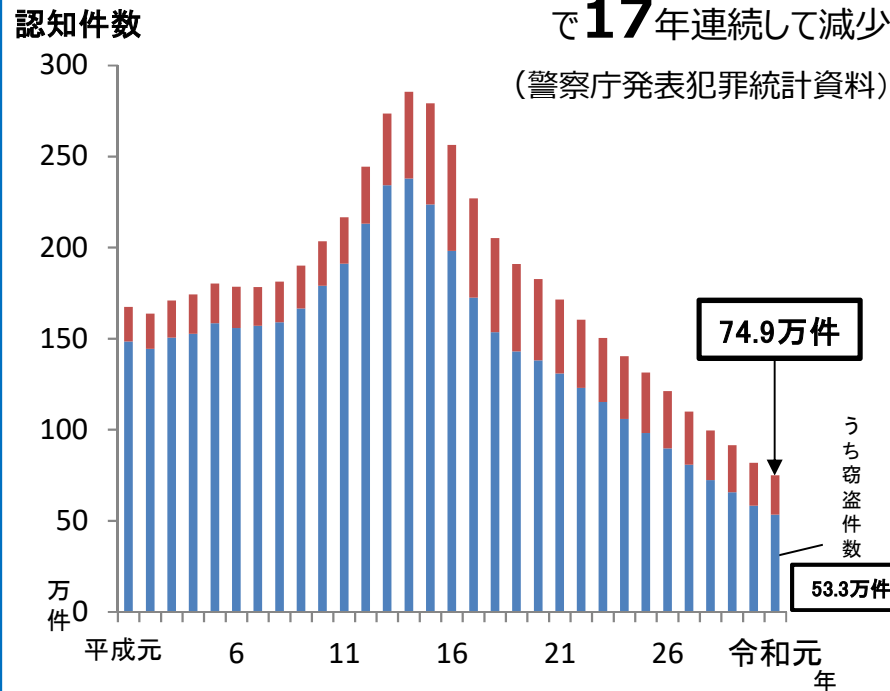
再犯者率の高い現状

刑法犯認知件数

令和元年の刑法犯認知件数は

74万9千件

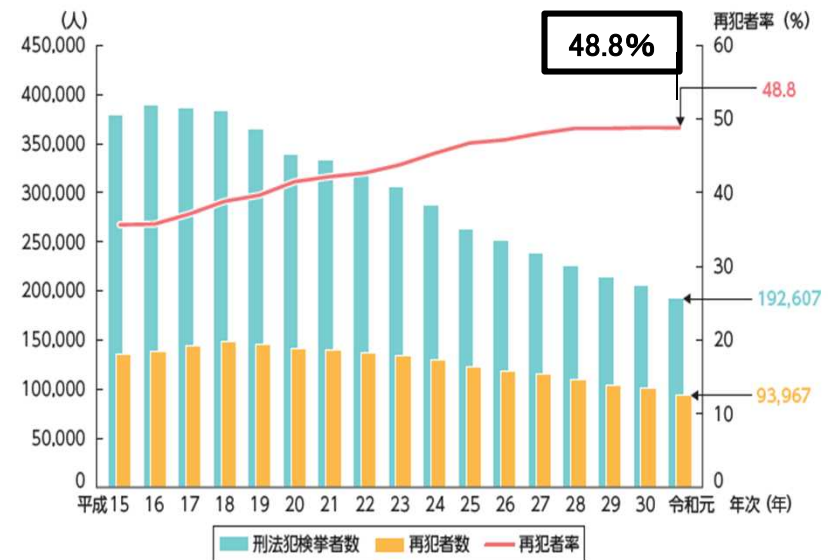
で**17**年連続して減少
(警察庁発表犯罪統計資料)



刑法犯検挙人員に占める再犯者率

刑法犯検挙人員の 約半数が再犯者

(警察庁発表犯罪統計書「令和元年の犯罪」)



様々な「生きづらさ」に対し、それぞれに応じた支援を行うことが重要



▶ 国における取組について

- 1 「再犯防止推進計画」
- 2 「再犯防止推進計画加速化プラン」

1-① 「再犯防止推進計画」の策定に至る経緯

平成28年12月 **「再犯の防止等の推進に関する法律」**
の公布・施行



再犯防止推進計画等検討会の開催



平成29年12月 **「再犯防止推進計画」**の閣議決定

- ・ 再犯防止に関する我が国で**初めての計画**
- ・ **5**つの基本方針の下, **7**つの重点課題について**115**の具体的な施策を盛り込む

1-② 「再犯防止推進計画」における重点課題

【7つの重点課題と115の施策】

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等

⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

2-①

再犯防止推進計画加速化プラン（R1.12.23犯罪対策閣僚会議決定）

「再犯防止推進計画」に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題に対応した各種取組を加速させるもの

1

満期釈放者対策の充実強化

2

地方公共団体との連携強化の推進

3

民間協力者の活動の促進

2-② 再犯防止推進計画加速化プランの概要

2 地方公共団体との連携強化の推進

【 刑務所等での指導・支援 】

- 作業・職業訓練
- 性犯罪，薬物などの指導
- 福祉等へつなぐための支援



【 地域社会での支援 】



【成果目標】

令和3年度末までに、**100**以上の地方公共団体で
地方再犯防止推進計画が策定されるよう支援
→令和3年4月1日現在で**188**団体において策定済み

【具体的取組】

- 地方公共団体に対する各種統計や好事例等の提供
- 地方公共団体における実施体制の構築のための支援

▶ 国と地方公共団体が連携した取組について

- 1 「地方再犯防止推進計画」
- 2 犯罪をした者等に関する地方公共団体への情報提供について
- 3 「地域再犯防止推進モデル事業」

都道府県又は市町村（特別区を含む）が、 再犯防止等に関する施策について定める計画

「都道府県及び市町村は、（国の）再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」（第8条第1項）

「都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない」（第8条第2項）

1-② 地方再犯防止推進計画等の策定状況（R3.4.1現在）

※法務省調べ
（各都道府県、指定都市からの回答に基づく）

策定済み：188 団体

・都道府県：42 団体

■ 策定済 ■ パブリックコメント手続中 ■ 協議会等で検討中
※ 奈良県は、奈良県更生支援の推進に関する条例を制定

・指定都市：16 団体

・その他の市町村（特別区を含む）：130 団体

※ 兵庫県明石市及び奈良県奈良市は、条例を制定

甲信越・中部地方（29市町村）

新潟市、静岡市、浜松市

新潟県：長岡市

富山県：高岡市、氷見市、砺波市、射水市

石川県：金沢市、七尾市、小松市

山梨県：小菅村

長野県：岡谷市、千曲市

岐阜県：岐阜市、多治見市、美濃加茂市、土岐市、各務原市

瑞穂市、富加町、七宗町、白川町

静岡県：御殿場市

愛知県：豊橋市、みよし市

三重県：四日市市、名張市、多気町

中国・四国地方（38市町村）

岡山市、広島市

島根県：松江市、大田市、安来市、邑南町

岡山県：久米南町

広島県：三原市、尾道市、大竹市

山口県：下関市、宇部市、山口市

防府市、下松市、岩国市

光市、柳井市、美祢市、周南市、周防大島町、和木町

徳島県：小松島市、阿南市、東みよし町

香川県：高松市、丸亀市、善通寺市

愛媛県：今治市、新居浜市、西予市、東温市、内子町、松野町、愛南町

高知県：室戸市、香南市、梼原町

九州地方（9市町村）

北九州市、熊本市

福岡県：春日市、宇美町、志免町

長崎県：西海市、雲仙市

宮崎県：川南町

鹿児島県：奄美市

北海道・東北地方（14市町村）

仙台市

北海道：小樽市、帯広市、北見市

苫小牧市、北広島市

岩手県：盛岡市

宮城県：多賀城市、大崎市

秋田県：秋田市、男鹿市、鹿角市、大仙市

福島県：福島市

関東地方（36市町村）

さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市

栃木県：宇都宮市、栃木市

群馬県：前橋市、富岡市、安中市、嬬恋村

明和町、邑楽町

埼玉県：川越市、越谷市、朝霞市、志木市

白岡市、三芳町、川島町、美里町

千葉県：南房総市

東京都：千代田区、大田区、中野区、豊島区

府中市、国分寺市、福生市

武蔵村山市、瑞穂町

神奈川県：鎌倉市、藤沢市、厚木市

座間市、南足柄市、開成町

近畿地方（20市町村）

京都市、大阪市、堺市、神戸市

滋賀県：草津市、野洲市、日野町

京都府：宇治市

大阪府：豊中市、高槻市、泉佐野市

河内長野市、柏原市、

羽曳野市、門真市、摂津市

高石市、大阪狭山市

忠岡町

兵庫県：加古川市

※ 兵庫県明石市及び奈良県奈良市は、条例を制定

1-③ 「地方再犯防止推進計画策定の手引き」について（法務省HPに掲載中）

概要

地方公共団体（特に市町村）における地方再犯防止推進計画の策定を促進するため、計画策定に至るまでの事務手続例や、計画に盛り込む施策の具体例などをまとめたもの。

構成

第1章 計画策定の意義等

- 1 法的根拠
- 2 計画策定の意義
- 3 計画策定の流れ

第2章 計画に盛り込むことが考えられる主な内容とその考え方について

- 1 計画策定の趣旨等
- 2 地域における再犯防止を取り巻く状況
- 3 重点課題・成果指標
- 4 取組内容
- 5 推進体制

第3章 具体的な取組の記載例等

- 1 就労・住居の確保等のための取組
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
- 5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組
- 6 国・民間団体等との連携強化等のための取組

改定

全国で既に策定済みの地方計画の実際の記載例を掲載するなどの改定を実施

（令和3年3月）

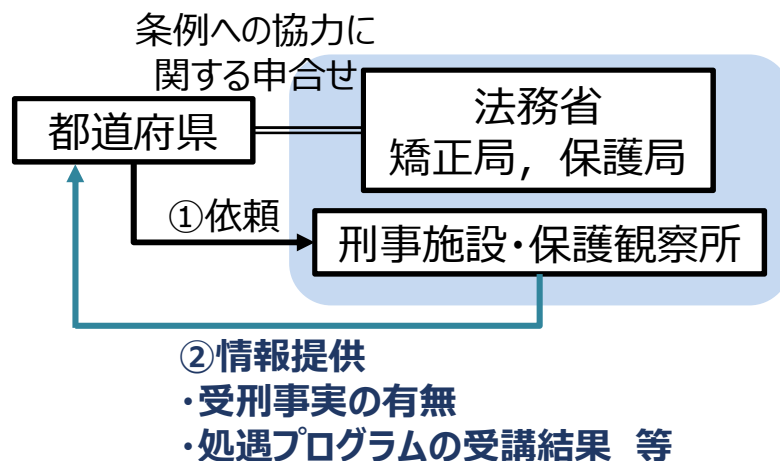
2 犯罪をした者等に関する地方公共団体への情報提供について

- ▶ 法務省においては、地方公共団体に対し、**地方公共団体が支援等を行うために必要な情報**（国が犯罪をした者等に対して実施した指導・支援等に関する情報等）について、個人情報等の適切な取り扱いに十分配慮しつつ、適切に情報を提供することとしています。

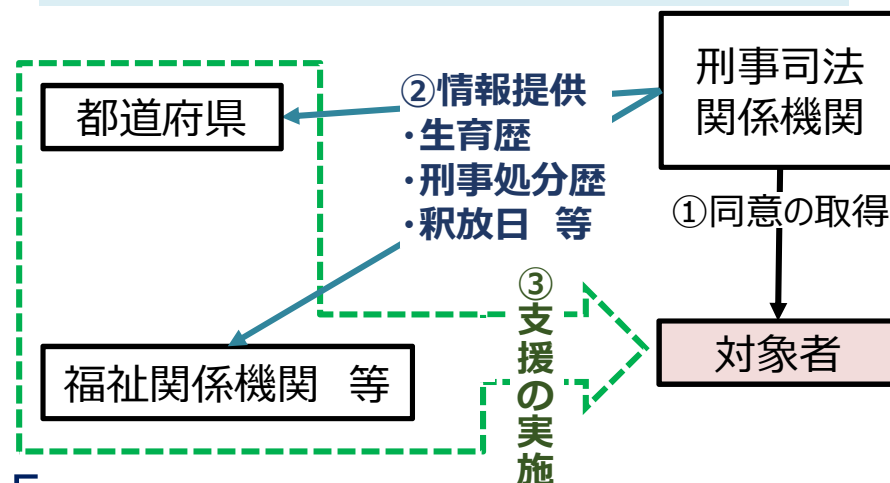
※矯正施設や更生保護官署の保有する個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に従って取り扱う必要があることから、同法第8条第2項に基づき、①本人の同意があるとき、又は②提供を受ける地方公共団体が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由があるときに限って提供することが可能となります（ただし、情報の提供によって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではありません。）。

【具体的な情報提供のイメージ】

- ▶ 条例に基づく再犯防止の取組への協力として実施している情報提供のスキーム

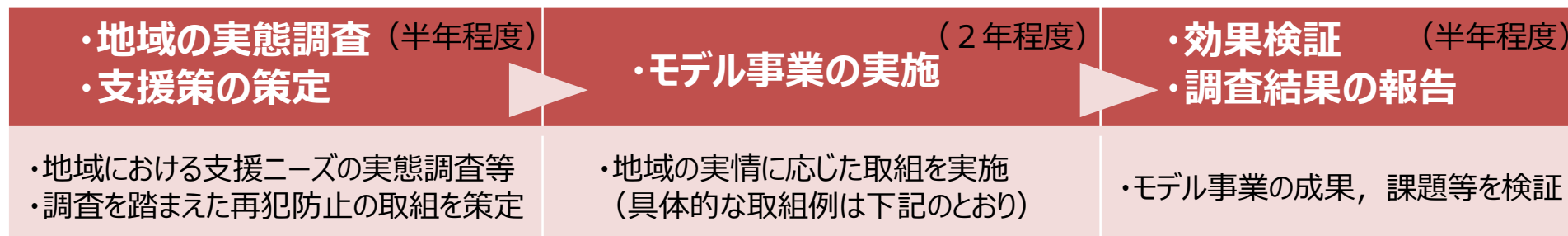


- ▶ 「地域再犯防止推進モデル事業」を踏まえて整理された情報提供のスキーム



3 地域再犯防止推進モデル事業（再犯防止等推進調査地方公共団体委託事業）

- ▶ 国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、36の地方公共団体に委託し、①地域の実態調査と支援策の策定、②モデル事業の実施、③事業の効果検証といった一連の取組を地域再犯防止推進モデル事業として実施（H30年度～R2年度）



モデル事業の取組例

【専門機関の設置を始めとする支援体制の整備及び総合的な支援の実施】

- ▶ 「立ち直りサポートセンター」を設置し、対象者の特性に応じた支援を実施（福岡県）

【薬物依存症者に対する取組】

- ▶ 薬物依存のある満期出所者等に対して、回復支援プログラム、就労・住居の確保のための支援等を実施（栃木県）

【性犯罪者に対する取組】

- ▶ 性犯罪を行った起訴猶予者等に対して、臨床心理士による心理カウンセリングプログラムを提供（大阪府）

【広報・啓発に関する取組】

- ▶ テレビ、ラジオ等多様な媒体を活用し、再犯防止に関する現状と課題、取組の必要性等を周知（北海道）

令和3年度の取組

- ① モデル事業で蓄積された成果や課題等について、全国に横展開する。
- ② 国と地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方を検討し、更なる取組を推進

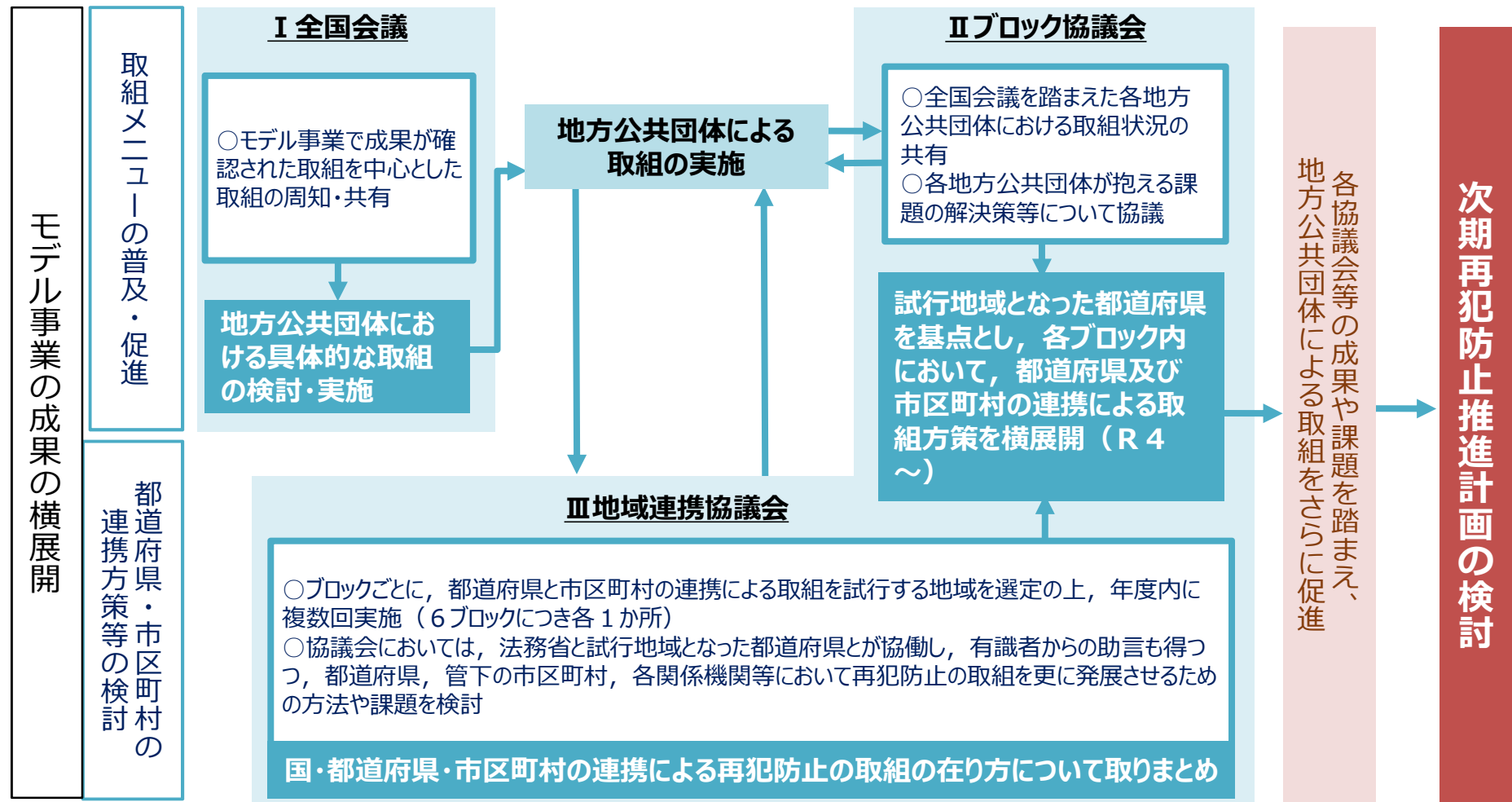
▶ 令和 3 年度の取組について

地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会

地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会

I	全国会議	※本日開催（本年6月18日） ・ 地域再犯防止推進モデル事業において蓄積された成果や課題などについて，全国の地方公共団体での把握・理解の促進を進める。
II	ブロック協議会	※本年9月以降開催予定 ・ 全国会議の開催を受け，全国6ブロックにおいて，再犯防止の取組を進める意欲を持つ地方公共団体に対し，ノウハウや情報の提供等を行う。
III	地域連携協議会	※本年10月以降開催予定 ・ 再犯防止の取組を進める地方公共団体の連携により，都道府県と市区町村の連携モデルの試行を行う。

地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会（令和３年度）



【スケジュール（案）】

令和3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月	
		I 全国会議 6/18			II ブロック別協議会							
						III 地域連携協議会						

▶ 再犯防止推進白書について

令和二年版 再犯防止推進白書



法務省

題字・絵：少年院在院者（当時）

令和2年版「再犯防止推進白書」の構成

近年の動向・再犯の防止等に関する施策の指標

第1章 再犯防止をめぐる近年の動向

推進計画に掲げられた115の施策の実施状況等

第2章 就労・住居の確保等のための取組

- －第1節 就労の確保等
- －第2節 住居の確保等

第3章 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

- －第1節 高齢者又は障害のある者等への支援等
- －第2節 薬物依存を有する者への支援等

第4章 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

第5章 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

第6章 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

- －第1節 民間協力者の活動の促進等
- －第2節 広報・啓発活動の推進等

第7章 地方公共団体との連携強化等のための取組

第8章 関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組

特集

特集 地方に広がる再犯防止施策

▶ 法務省ホームページに全文を掲載しています。

http://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00009.html